

自筆証書遺言制度の改正と その保管制度が開始されます

今年7月1日よりの改正で、遺言書本文は自筆で作成を要しますが、財産目録は自筆で作成しなくてもよくなりまし

た。財産目録は、パソコンで作成したものでよいし、財産目録の内容が、銀行預金であれば預金通帳の写し、不動産であれば登記簿謄本の写しでも構いません。

今回の改正で、作成した自筆証書遺言を、国の機関（法務局）で保管する制度が設けられました。

この保管制度を利用するには、まず、遺言者自ら、（遺言者の住所地等を管轄する）法務局に、申請書と定められた様式で作成した無封の遺言書を持参して申請します。

申請すると、法務局は、本人確認と遺言書の形式審査を行い、問題がなければ、保管手続きが取られ、その費用は3900円です。

保管された遺言書は、本人以外に見ることはできませんし、本人は申請の撤回もでき、撤回後に、再度保管制度を利用することもできます。

遺言した本人が亡くなると、相続関係人が、法務局に遺言書情報証明書の交付や、遺言書の閲覧を請求します。

請求があると法務局は、請求に応じるとともに、他の相続人等に遺言書を保管している旨通知します。

保管されることにより、遺言書の紛失や破棄及び形式不備による無効の心配は無くなります。遺言書の内容の執行に当たり、公正証書遺言と同様に、裁判所の検認（内容の確認）の手続きは必要なくなります。



行政書士
木村雄一

補聴器助成制度の創設を!!

川崎市社会保障推進協議会は、この間、コロナ禍におきまして、「消費税を5%に戻すよいう国に働きかけてほしい」ということと、「病院や介護施設に手厚い財政的支援を求めた」要望書を、市民団体や労働組合と協力し川崎市に提出してきました。結果から言いますと、あまりにも冷たい、川崎市の態度に驚き、再質問も提出し、なお、民間の病院や介護施設、医療や介護従事者に手厚い財政支援を求め取り組んでいます。

私たち川崎市社保協は、川崎市に「補聴器助成制度の創設」を求める請願署名にも取り組んでいます。

難聴になると外出を控え、人との交流も減っていきまます。こうしたコミュニケーション能力の低下が「認知症」や「うつ病」の原因となることも指摘されています。最近の医学的な研究では、早期に補聴器を使ったほうが、認知症

の発症率は少なくなるということも明らかとなっています。しかしながら、日本の補聴器の普及率は14%程度で、欧米の30%から50%と比べると格段に低くなっています。その原因の大きな部分は、補聴器が高額なことにあります。私たち、川崎市社保協は高齢者がいきいきと社会参加ができる条件整備が必要だと考えています。

難聴者への「補聴器購入助成制度の実施」と「耳鼻科医、補聴器相談医、認定補聴器技能者などを専門家の協力体制を作ること」、「公共施設での磁気ループの設置」などを請願項目として川崎市に求めたいです。

この12月議会にこの請願署名を川崎市議会に提出します。皆様に署名のご協力よろしくお願いたします。

川崎市社会保障推進協議会
事務局長 光野正洋

相談事例 (その183)

「兄の死後諸手続き進む」 「大変助かっています」と感謝

しつかり者だったX（80代・男性）さんが難病を患い亡くなりました。Xさん夫婦には子どもがなく、歩行の困難な奥さんと自身の方が一を憂いてXさんは亡くなる数年前から着々と「終活」を進めていました。まず夫婦で任意後見契約と委任契約と死後事務委任契約の3点セットを相談センターの所長と契約。

その後は相談センターの行政書士と話し合いながら自宅の家財道具を処分し、自宅と借家売却して有料老人ホームに入居しました。入居後も何かあるごとに行政書士がXさんの入居先に訪れ、必要な事務処理を相談しながら行っていました。

Xさんの計報はまさに行政書士がXさんから依頼を受け、

くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2020年12月第207号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/

絵手紙

新婦人・川崎南支部エンゼル班
H・Hさん(中瀬在住)

読者のひろば



ましたのでその手続きは時間がかかりました。Xさんの弟さんたちからは「兄が亡くなった後で銀行や証券会社、保険会社から山のように書類が届きました。開封しても何が書いてあるのか意味がよくわかりません。自分たちでやっていると不安で相談センターに全てお任せしました。助かりました」と大変感謝されました。あと残された手続きは相続税の申告と墓仕舞いのみです。

「日本学術会議 任命拒否問題」をめぐって

井沢 泰樹（東洋大学教授）（川崎区在住）

この間の菅総理の国会答弁を聞いていて思うのは主体性と責任感の乏しさである。

助言を受け自ら咀嚼（そしやく）して自らの意見として主張することが主体的な姿勢といえるが、菅総理にはその姿勢が見られず、いわば「助言の丸呑み」といった感じだ。これはやはり総理大臣としても一政治家としてもいかなるものかと思わざるをえない。

その一方で今回の問題は日本学術会議にとっては隙をつかれた形になってしまったとも思う。

カナダの政治学者ウィル・キムリックは、社会の少数における「対外的防衛」と「対内的制約」に区別している。「対外的」は少数者集団に対する抑圧をはねかえし平等を促すものであり、一方「対内的」は集団の結束力を高めるため構成員に対して、集団内の体制的意見とは異なる意見を表明することを禁じたり特定の価値観を押しつけるというものである。この「対外的/対内的」の議論はさまざまな集団にも応用される。

『あしたにむかって・相談事例集』を読んで

本荘 洋彦（宮前町）

17年間で7,464件の相談件数、1年間で平均439件/毎日、毎日1件以上の相談。その中から180の相談事例の、依頼者と「くらしの相談センター」双方の奮戦記に感動。

文字通りどんな相談でも、依頼者に心底寄り添って、解決のために献身する、宮原所長を先頭とする「相談センター」の面目躍如です。

所長の6期24年の市会議員のキャリアを生かし、市や県の公的機関のセフティネットをフル活用し、6人の専門相談員、13人のスタッフ、16人の運営委員の厚みのある体制で支えて、迅速に身を挺して対応する姿には「すごい」の一言につきまします。さらに、全市・全県へのネットワークの広がりには心強い限りです。

一つ一つの相談事には、庶民の日々の生活の悩みや苦しみと努力が赤裸々に反映されており、「貧困と格差」の広がりへの怒りを覚えます。それなのに「まずは自助を」と自己責任だけを押し付ける菅政権のなんと冷たいことか！一刻も早い政権交代が切実です。

12月の予定
★無料法律相談日
12月15日(火)
午後6時30分より
予約が必要です。
時間が限られています要件はまとめて
★年末年始
12/26~1/3 休みです

中央地域 境町相談所

日本共産党中央地域 後援会事務所

「困ったとき・迷ったとき」

ご相談ください。

午後 13時～16時

(土・日・祭日除く)

電話 044-233-5812

所長 片柳すすむ



「あしたにむかって！相談事例集」 反響にビックリ

10月に出版した相談事例集は神奈川、読売、赤旗、東京新聞とタウンニュースで紹介されたこともあり、注文が相次ぎ残りあと80冊(2日現在)余りになりました。反響の大きさに驚くやら、嬉しいやらビックリです。

北は北海道から南は沖縄からと文字どおり全国から「良いものを送っていただいた」「相談活動の参考にさせていただきます」など確信になる便りが届いています。

相談センター開設17周年の記念事業として出版してよかったと胸をなでおろしているところ。まだお求めになっていない方はくらしの相談センターへ連絡下さい。

お待ちしております。

お知らせ
市営住宅の申し込み12月11日より
申込用紙は
相談センターにもあります。

11月の相談内容と件数

(10月21日～11月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-11月合計
住宅問題	1	34
生活保護	2	14
身障者問題	0	2
就職・仕事	2	8
医療・病院	5	19
市への要求	0	3
多重債務	0	1
架空請求	0	1
税金・年金	2	7
交通事故	0	0
子供問題	0	0
離婚問題	0	1
弁護士等の相談	1	14
不動産問題	1	9
後見・相続	4	39
その他	9	80
合計	27	232
開設からの総合計 (2003年9月)		7514

11月の相談

コロナの流行が収まりそうもありませんが、お元気でお過ごしでしょうか。相談に見えられる方々の周辺は、ザワザワと様々な問題が発生しているようです。特に家族の繋がりが弱くなっている今、独り暮らしの老人が増えているようで、病気になるたり、動けなくなったりで病院、介護、住宅、財産の後始末などの依頼や相談が多くありました。今は元気でもいずれば・・・自力では困難という時は、是非相談センターをお尋ねください。

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ(無料です)